

## 千代田区 妊婦のための支援給付 Q&A（令和7年10月1日現在）

No.	質問	回答
● 制度について		
1	妊婦のための支援給付とは何ですか。	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に新たに創設された事業です。妊婦さんの産前産後期間における経済的負担等を軽減するため、妊娠時と出産後の2回、妊婦支援給付金を支給します。（支給金額については、Q4をご覧ください。）
2	「出産・子育て応援給付金(出産・子育て応援ギフト)」との違いは何ですか。	妊婦のための支援給付は、令和5年度から千代田区で支給してきた出産・子育て応援給付金(以下「出産・子育て応援ギフト」といいます。)に代わって妊婦支援給付金の支給を行う事業です。妊娠時と出産後の2回に分けて、経済的支援を行うというのと同じですが、以下のとおり違いがあります。 (1) Webギフトカードから、現金(口座振込)に変わります。 (2) 妊婦支援給付金を支給できるのは、法律上妊婦及び産婦のみとなります。(配偶者や他の世帯員、里親等その他の養育者による給付金の申請及び妊婦支援給付金の支給はできません。) (3) 妊娠に着目した給付であるため、流産・死産・人工妊娠中絶をされた方も、妊娠時と出産後のいずれも支給の対象になります(妊娠をしていたことの確認が必要となります。詳細はQ9をご覧ください)。
3	「妊婦のための支援給付」と「妊婦支援給付金」の違いは何ですか。	「妊婦のための支援給付」は事業の名称です。「妊婦のための支援給付」の事業により支給する給付金(現金)のことを「妊婦支援給付金」と呼称しています。
4	給付金額はいくらですか。	それぞれ以下のとおりとなります。 ・1回目の支給(妊娠時)…妊婦1人につき5万円 ・2回目の支給(出産後)…妊娠されている子ども1人につき5万円 ※たとえば、双子を出産された場合は、1回目の支給で5万円、2回目の支給で10万円(お子様2人×5万円)を支給します
● 対象について		
5	支給を受ける条件はありますか。	千代田区に住民票の登録がある方で、医療機関により胎児の心拍が確認され、令和7年4月1日以降に妊婦である(令和7年4月1日以降に出産される(された))方が支給の対象です。 ※妊娠検査薬の陽性判定のみでは妊娠の確認を受けたことにはなりません。
6	所得制限はありますか。	ありません。
7	外国籍ですが、対象ですか？	千代田区に住民登録があり、妊娠の事実が確認されていれば、支給対象となります。
8	海外で出産し、出産後に千代田区へ転入した場合は支給対象になりますか？	(支給対象となる場合) 以下の要件をすべて満たす場合は対象となります。 ・令和7年4月1日以降に妊娠している期間がある。 ・その妊娠期間中に日本国内に住民票を有している期間がある。 ・申請日時点で千代田区に住民登録がある。 上記の要件を満たす場合には、妊娠後に海外へ転出して、出産後に日本へ帰国された方も対象となります。  (支給対象にならない場合) 日本国内に住民票を有している期間中に妊娠していることが確認できない場合は、対象にはなりません。
9	流産をしたのですが、支給の対象になりますか。	流産、死産、人工妊娠中絶をされた方も、医療機関において妊娠をしていた事実が確認されていれば、1回目の支給・2回目の支給の両方も対象となります。区HPの電子申請フォームからご申請ください。 ただし、母子健康手帳が交付される前に流産、死産、人工妊娠中絶をされた場合は、流産等の前に医療機関において医師が胎児の心拍を確認したこと及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等が必要となります。 診断書は、必ず胎児心拍の確認を受けた医療機関に依頼し、作成を受けてください。  【診断書への記載事項(例)】 ・受診者の住所、氏名、生年月日 ・胎児心拍の確認日 ・心拍が認められた胎児の数 ・流産等の事実があった日 ・医療機関の名称、医師の氏名  ※ 流産等につきましては、以下の URL から、こども家庭庁が作成したチラシをご確認ください。 ・給付金と相談窓口のご案内(流産・死産等) <a href="https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/be80930d-51d1-4084-aa3e-b80930646538/b5048329/20250325_policies_shussan-kosodate_54.pdf">https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/be80930d-51d1-4084-aa3e-b80930646538/b5048329/20250325_policies_shussan-kosodate_54.pdf</a>

● 申請方法について		
10	申請はどのように行えばよいですか。	ままばば面談(妊婦面談)時に1回目、赤ちゃん訪問(乳児家庭訪問)時に2回目の申請方法を記載したご案内をお渡しします。 ※ 妊娠に疑義があった場合は、申請時に記載された医療機関に照会を行うことがあります。(虚偽の申請をされていた場合は、申請を却下します。)
11	申請に必要な書類はありますか。	申請の際は、本人確認資料を添付していただく必要があります。氏名・生年月日・現住所等がはっきり写っていることを確認したうえで添付いただくようお願いいたします。 なお、妊娠届出前に流産・死産された方は医師の診断書等が必要です。(詳細はQ9をご覧ください)。 また、妊娠されたお子さんの人数と出生したお子さんの人数が異なる場合にも、医師の診断書等をご提出いただく場合があります。
12	申請後の流れを教えてください。	各申請を頂いた後、審査を行います。審査後の流れにつきましては、1回目の支給と2回目の支給とでそれぞれ次のとおりとなります。 ・1回目の支給 審査の結果、承認となった場合は、妊婦給付認定を行うとともに、妊婦給付認定通知兼妊婦支援給付金支払通知書(以下「認定通知兼支払通知」といいます。)を住民票登録住所へ送付します。 認定通知兼支払通知には、妊婦給付認定申請を承認したこと、及び妊婦支援給付金の振込時期等が記載されています。 ・2回目の支給 審査の結果、承認となった場合は、妊婦支援給付金支払通知書(以下「支払通知」といいます。)を住民票登録地へ送付します。
13	申請の期限はありますか。	ご案内がお手元に届き次第、速やかにお手続きください。なお、それぞれ以下の期限を過ぎて申請をされた場合は、支給することはできません。 ・1回目の支給 胎児の心拍を医療機関が確認し、妊娠が確定した日から2年を経過した日 ・2回目の支給 出産予定日の8週間前の日から2年を経過した日 ・妊娠が継続できず流産等をした場合 流産等をしたことが医療機関において確認された日から2年を経過した日
14	妊婦面談を区役所本庁舎2階からオンライン形式で受けました。妊婦給付認定申請(1回目の支給の申請)はどうすればよいですか。	区役所本庁舎でオンライン面談をされた方には、後日、ご案内を郵送いたします。ご案内がお手元に届き次第ご申請ください。
15	乳児家庭訪問を里帰り先の区市町村で受けた場合、胎児の数の届出申請(2回目の支給の申請)はどうすればよいですか。	里帰り先で出産をされることにより、出産時点で一時的に千代田区に居住していない場合は、区が里帰り先の区市町村に依頼をすることで、里帰り先の区市町村で乳児家庭訪問を受けていただくことが可能です。 乳児家庭訪問を里帰りの区市町村で受けましたら、必ず保健サービス課保健相談係(03-5211-8175)にご連絡いただき、乳児家庭訪問を受けた日と自治体名(里帰り先の自治体名)をお伝えください。 ご連絡をいただいた後、保健サービス課からご案内を郵送します。 ご案内がお手元に届き次第、ご申請ください。 ※千代田区に住民登録がある場合に限りです。住民登録を里帰り先に変更した場合には、里帰り先の自治体へお問い合わせください。 ※乳児家庭訪問の実施状況について、千代田区から里帰り先の区市町村へ確認いたします。 ※乳児家庭訪問を受けたことのご連絡がない場合、ご案内を郵送することができません。
16	妊婦・産婦本人以外の名義・アカウントで申請してもよいですか。	妊婦支援給付金は、法律上「妊婦本人に支給をするもの」となっているため、必ず妊婦(産婦)ご本人の名義・アカウントで申請してください。 配偶者や他の世帯員、その他妊婦(産婦)ご本人以外の名義で申請された場合、申請を受理することはできません。
17	振込先口座は、妊婦・産婦本人以外の名義の口座でもよいですか。	妊婦支援給付金は、法律上「妊婦本人に支給をするもの」となっているため、必ず妊婦(産婦)ご本人の名義の口座を指定してください。 配偶者や他の世帯員、その他妊婦(産婦)ご本人以外の名義の口座にはお振込みができません。
18	妊婦面談及び乳児家庭訪問は希望しませんが、妊婦支援給付金の支給を受けたいです。	妊婦面談及び乳児家庭訪問については、保健師等が面談を通して出産や育児の見通しを一緒に確認したり、区で実施している子育て支援サービスを紹介するという観点からも、皆様にお受けいただくようご案内しています。 やむを得ない理由(長期のご入院等)により、妊婦面談及び乳児家庭訪問を受けていただくことがどうしても難しい場合は、保健サービス課保健相談係(03-5211-8175)にご相談ください。

● 転入・転出について		
19	妊娠後、1回目の給付金の申請前に他区市町村から千代田区に転入した場合は、千代田区と転入前の他区市町村のどちらから支給されますか。	申請前に、他区市町村から千代田区に転入した場合は、千代田区において1回目の妊婦支援給付金を申請できます。
20	妊娠後、1回目の給付金の申請前に千代田区外へ転出した場合は、千代田区と転出先の区市町村のどちらから支給されますか。	給付金の申請前に、千代田区から他区市町村に転出した場合は、千代田区で給付金の申請をすることはできません。転出先の他区市町村で申請を行っていただく必要があるため、手続き等の詳細は転出先の区市町村へお問い合わせください。
21	出産後、2回目の給付金の申請前に他区市町村から千代田区に転入した場合は、千代田区と転入前の他区市町村のどちらから支給されますか。	申請前に、他区市町村から千代田区に転入した場合は、千代田区において2回目の妊婦支援給付金を申請できます。
22	出産後、2回目の給付金の申請前に千代田区外へ転出した場合は、千代田区と転出先の区市町村のどちらから支給されますか。	給付金の申請前に、千代田区から他区市町村に転出した場合は、千代田区で2回目の給付金の申請をすることはできません。転出先の他区市町村で申請を行っていただく必要があるため、手続き等の詳細は転出先の区市町村へお問い合わせください。
● 出産・子育て応援ギフトについて		
23	令和7年3月31日以前に出産しました。この場合は妊婦のための支援給付の対象となりますか。	妊婦のための支援給付は、令和7年4月1日以降に妊婦である方が対象となります。令和7年3月31日までに出産された方は、令和7年4月1日時点で妊婦ではないため、妊婦のための支援給付の対象とはならず、出産・子育て応援ギフトの対象となります。
24	出産応援ギフトをすでに受け取りました。令和7年4月1日以降に出産する場合、出産後の経済的支援は妊婦支援給付金(2回目の支給)と子育て応援ギフトのどちらになりますか。	令和7年4月1日時点で妊婦であるため、出産時の経済的支援は妊婦支援給付金(2回目の支給)となります。 ※ この場合、胎児の数の届出申請と同時に妊婦給付認定申請を行っていただきます。申請フォームの案内に従ってご申請ください。審査後は、認定通知兼支払通知を送付し、2回目の妊婦支援給付金を支給します。(出産応援ギフトを支給済みの場合には、1回目の妊婦支援給付金は支給できません。)
25	令和5年度と令和6年度で出産後に支給されていた「子育て応援ギフト」は10万円分のギフトカードでした。これは、妊婦のための支援給付の「2回目の支給」に相当すると思いますが、支給額が減ってしまったのですか。	令和5年度から令和6年度までは、出産後に千代田区から子育て応援ギフト(10万円分のWebギフトカード)を支給していましたが、令和7年度からは、千代田区から「妊婦支援給付金2回目(5万円×妊娠している子どもの数)」を現金で支給し、東京都からは「10万円分の赤ちゃんファーストギフト」が支給される制度となりました。 なお、東京都から支給される10万円分の赤ちゃんファーストギフトについて、千代田区ではなく、東京都に直接申請が必要となります。詳しくは東京都のホームページをご確認いただき、お手続きください。 東京都出産・子育て応援事業～赤ちゃんファースト～ <a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/tokyo_shussankosodateouen">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/tokyo_shussankosodateouen</a>
26	出産応援ギフトが支給されているが、現金の支給に切り替えることは可能ですか？	出産応援ギフトがすでに支給されている方は、妊婦支援給付金に切り替えることはできません。